

○長崎市教育委員会傍聴人規則

昭和27年11月

教育委員会規則第4号

改正 昭和39年10月1日教育委員会規則第7号

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は受付において所定の傍聴券（別記様式）の交付を受け係員の指示に従わなければならない。

第2条 次に掲げる者は傍聴席に入ることを許可しない。

- (1) 兇器又は危険の虞がある器物を持っている者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 委員長が職務執行上支障があると認める者

第3条 傍聴人は、静粛を旨とし、且つ、次の事項を守らなければならない。

- (1) 異様な服装をしないこと。
- (2) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。但し、委員長の許可があつたときは、この限りでない。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 議事について可否を表明し又は批評しないこと。
- (5) 会議の妨害となるような言動をしないこと。

第4条 委員長は、前条の規定に違反する者に対して、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

第5条 秘密会を開くとき又は委員会において必要があると認めるときは、委員長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年10月1日教育委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式

(表 面)

第 号
教育委員会会議傍聴券
長崎市教育委員会 印

(裏 面)

注 意 事 項
1 異様な服装をしないこと。
2 委員長の許可なくして帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。
3 飲食又は喫煙しないこと。
4 議事について可否を表明しないこと。
5 会議の妨害となるような言動をしないこと。